

**令和7年度京都市移動支援型ヘルプサービス補助金
募集要項**

令和7年3月

京都市保健福祉局

健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

令和7年度京都市移動支援型ヘルプサービス補助金対象団体の募集について

全国的に少子高齢化が進む中、健康寿命の延伸に向けた介護予防の取組においては、従来の機能回復訓練重視から社会参加にもつながる「地域の通いの場」等の活用へと変化しており、当該活動の場への送迎環境の整備が課題となっています。

本市では、こうした課題に対応するため、京都市介護予防・日常生活支援総合事業（移動支援型ヘルプサービス）において、外出が難しい高齢者を「地域の通いの場」等まで送迎し、併せて、送迎途上でスーパーマーケット等に立ち寄るサービスを運営する団体への補助制度について、令和4年度からモデル事業を開始しました。令和7年度についても、引き続きモデル事業を実施し、本格実施に向けた課題分析等を行います。

つきましては、下記のとおり、モデル事業者を募集します。

記

1 補助制度の概要

(1) 補助対象事業

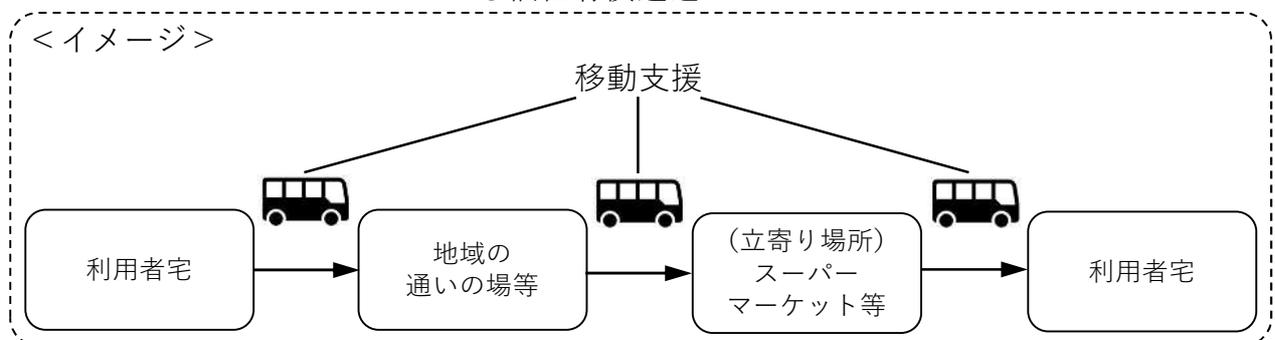
令和7年度中に京都市内に事業所のある団体等が市内で実施する事業で、次の条件を全て満たす事業を対象とします。

- ① 要支援者等（※1）に対して、送迎を行う団体とは異なる団体が実施する「地域の通いの場」等（※2）まで福祉有償運送（※3）としての送迎を週1回以上かつ3か月以上実施すること。
- ② 送迎を行う要支援者等のケアプランに移動支援型ヘルプサービスが位置付けられていること。
- ③ 閉じこもりや心身機能の低下等の予防を目的として、送迎の前後でスーパーマーケット等に立ち寄り、買物支援を行う等の介護予防に資する取組を実施すること。

※1 要支援者等 … 要支援1・2の認定を受けた方、事業対象者の方及び継続利用要介護者

※2 「地域の通いの場」等 … 健康長寿サロンや地域介護予防推進センターが実施する運動教室等であって、京都市が適当と認めるもの

※3 福祉有償運送 … 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則第49条第2号に規定する福祉有償運送



※ 立寄り場所は、介護予防ケアマネジメントにより利用者の自立に資するとケアプランに位置付けられた場所が対象になります。

(2) 補助対象団体

市内で補助対象事業を実施する計画を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、その他市長が認める団体であって、福祉有償運送に登録している団体とします（団体の構成員に暴力団員等を含む団体は対象外）。

ただし、これから福祉有償運送の登録を行う予定の団体であって、補助対象事業開始までに登録が完了することが見込まれる団体については、補助金交付申請を受け付けます。その場合は、事前に御相談ください。

なお、補助対象団体は事業実施に当たって、以下の事項について遵守する必要があります。

遵守事項	
①	補助対象事業に従事する者（従事者）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること
②	従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていること
③	事故が発生した場合には適切な対応を行い、本市へ報告すること
④	利用申込みに対して、正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと

(3) 補助金額

補助対象経費の合計額から利用者負担額の合計額を控除した額と下表に定める年間限度額のいずれか少ない額を交付します（本市予算額の範囲内での交付となります。）。

登録人数（※）	年間限度額
1～10人	450,000円
11～20人	900,000円
21～29人	900,000円+@45,000円×（登録人数－20人）
30人以上	1,350,000円

※ 登録人数とは、補助対象期間に利用登録をし、利用をした人の実人数をいいます。

（補助金の例）

補助対象経費が120万円で、登録人数が15人の場合、補助金額は90万円となります。

(4) 補助対象経費

補助対象団体が実施する補助対象事業に係る経費で、交付申請年度中に支出されるものであって、下表に掲げるものが対象になります。

運転手人件費	補助対象事業に実施に要する車両の運転手に係る人件費
燃料費	補助対象事業に実施に要する車両の燃料費
車両リース費	補助対象事業に実施に要する車両リース料
車両維持費	補助対象事業の実施に要する車両の車検費用及び自動車税に係る経費
保険料	自動車保険等の加入に要する保険料
コーディネーター人件費	補助対象事業の利用調整を行うコーディネーターに係る人件費
通信費	補助対象事業の実施に要する電話料、郵便料等
光熱水費	補助対象事業の実施に要する電気料等
消耗品費	補助対象事業の実施に要する事務用品等の購入費 ただし、2万円未満のものに限る。
印刷製本費	補助対象事業の実施に要するチラシ等印刷物の作成費、印刷費
福祉有償運送に係る登録免許税	補助対象事業の実施に要する福祉有償運送に係る登録免許税

※ ただし、他事業や個人の経費と明確に区分できないものについては補助対象外とします。

2 交付申請手続

(1) 交付申請受付期間

令和7年3月31日（月） ～ 令和7年11月28日（金）

※ 本市予算額の範囲内での実施のため、予算上限に達した場合、受付を締め切る場合があります。

(2) 交付申請方法

以下の申請書類に必要事項を記載のうえ、京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課（「7 書類提出先・問合せ先」を参照ください。）へ御提出ください。

なお、申請に要する経費は、申請団体の負担とし、提出された書類は、選考結果に関わらず返却しません。

提出が必要な申請書類 （「京都市情報館（本市ホームページ）」からダウンロードできます。）	
①	京都市移動支援型ヘルプサービス補助金交付申請書（第1号様式）
②	補助事業実施計画書（第2号様式）
③	補助事業収支（予算・決算）書（第3号様式）
④	団体の定款、規約、会則又はその他これに類する書類
⑤	福祉有償運送の登録を受けていることを証する書類
⑥	補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がわかる書類（申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は不要）
⑦	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
※⑤の書類については、申請団体がこれから福祉有償運送の登録を行う予定の場合は、本市が別に定める日までに提出すれば足りるものとします。	

3 審査・交付決定

提出された申請書類等を基に、本市において審査し、補助金の交付可否と交付予定金額を決定し、申請団体に通知します。

なお、審査の過程で、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

4 実績報告等

補助事業完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告として以下の書類を提出してください。

補助金の交付は口座振込で行いますので、団体名義の口座をあらかじめ開設してください。

実績報告時に提出が必要な書類 （「京都市情報館（本市ホームページ）」からダウンロードできます。）	
①	京都市移動支援型ヘルプサービス補助事業実績報告書（第10号様式）
②	補助事業収支（予算・決算）書（第3号様式）
③	利用者名簿（第11号様式）
④	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 補助金の交付は、原則として補助事業完了後になりますが、事前に補助金の交付を受けなければ事業実施ができない等、特別な事情がある場合は、交付予定金額の2/3を上限として概算払を請求することができます。該当する場合は申請時に御相談ください。

※ 実績報告に当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告してください。補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第14

号様式)により報告してください。報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還していただくことがあります。

5 交付の取消

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部の取消又は補助金の返還請求を行う場合があります。

また、それに伴い応募者が被る損害について、本市は賠償しません。

- ・ 補助対象団体が補助事業に関して不正、怠慢、違反その他不適当な行為をした場合
- ・ 補助対象団体が福祉有償運送の登録をこれから行う場合であって、市長が定める日までに福祉有償運送の登録を受けていることを証する書類の提出がなかった場合
- ・ その他補助金を交付することが不適当であると市長が認めた場合

6 その他留意事項など

- (1) 補助決定後の事業の変更や休止(廃止)については、京都市移動支援型ヘルプサービス補助金交付決定変更承認申請書(第6号様式)又は京都市移動支援型ヘルプサービス事業休止(廃止)承認申請書(第7号様式)の提出により、あらかじめ京都市の承諾が必要です。ただし、軽微な変更(事業内容の細部の変更、補助対象経費の20%以内の減額に伴う経費配分の変更)については、書類提出は不要です。
- (2) 令和7年度はモデル事業になります。本格実施に向けて、事業の需給の有無、課題等を分析し、事業効果等を検証するために、活動の実施状況について、別途、調査協力を依頼します。詳細は京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課と申請団体で協議を行うこととします。
- (3) 補助事業の実施中に事故が発生した場合は、申請団体が責任を持って真摯に対応するものとし、補償等について本市は一切の責を負わないものとします。
- (4) 本補助金の交付に関することは、本募集要項に定めるもののほか、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び京都市移動支援型ヘルプサービス補助金交付要綱の規定によるものとします。

7 書類提出先・問合せ先

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビルディング2階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課(担当:上田、岡山)

TEL: 075-708-8087/FAX: 075-708-8835